

# 国際租税の原則と課税制度（I）

—基礎概念を中心として—

楊 光 淳

## I. はじめに

近年、企業活動のグローバル化より、国際的な資本移動が活発化し、資本所得に対する課税が国際間の重要な課題となっている。特に発展途上国にとっては、国際課税が資本移動に与える影響が大きいので無視できない課題である。そこで、各国は関係国との税制調整によって、企業活動を促進しようとする動きも活発になっている。しかし、当該国間には、経済や政治の状況によって利害関係が発生するので、双方の制度的な協調が必要となってくる。

一般に、国際課税原則としては、源泉地国課税原則と居住地国課税原則がある<sup>1)</sup>。前者は、所得発生の源泉に基づいて当該国が課税権を持つ原則である。この原則の下では、居住者の概念が国籍の概念と異なって、個人の場合は、一定期間の市民権、実際的な滞留、納税者の経済的な利益などが居住者の決定基準であり、企業の場合は、法人化の場所または管理場所によって決定されている。後者は、所得の発生の源泉に関係なく、居住地に基づく居住国に課税権を認める原則である。しかし、多くの国はこの2つの原則を混用しているため、国際的二重課税が生じることがある。国際的二重課税は、同一な課税対象に対する2ヶ国以上の国から課税され、課税権が重複したり競合したり租税負担が加重されることである<sup>2)</sup>。現実に

は、多国籍企業の海外活動により源泉地国で所得を獲得している場合、居住地国での課税と源泉地国での課税が重複あるいは競合されることによる国際的二重課税が発生する。

源泉地国は自国内で発生する所得に課税する優先権利があり、居住国は国外源泉所得に対して源泉国が課税した後に課税する権利がある<sup>3)</sup>。したがって、国際的二重課税を排除するためには、居住地国が一方的に国内法により外国所得免除制度 (tax exemption method)、外国税額控除制度 (tax credit method)、外国所得控除制度 (tax deduction method) の中で1つを採択するか、または国際租税条約を締結するかということである。

本論文の目的は、国際租税の考え方や原則を基礎に、国際課税制度の比較分析と国際租税条約について、公平性と効率性の視点から分析することである。まず、第2節では国際租税制度の種類とその内容について、第3節では国際税制の公平性は何か、第4節では国際税制の効率性は何かについて、第5節では国際租税条約の経済的分析について述べる。最後にまとめでは国際租税の意義と一般的な課題について論じる。

## II. 国際租税制度の種類とその発想

国際租税制度としての外国所得免除制度とは、居住地国が源泉地国で課税された国外源泉所得を国内課税対象から免除する制度である。この制度は課税権を源泉地国のみが持つことによって、国際的二重課税が完全に解決できる。しかし、一部の国はこの制度の変形である累進付免除制度 (exemption with progression) を行っている。これは外国で課税された国外源泉所得に対して、居住地国は課税しないが、国内所得に対する累進税率を適用する時免除された国外源泉所得を考慮する制度である。

外国税額控除制度とは、投資家の国外源泉所得に対して源泉地国から賦課された税額を居住地国が投資家の課税負担から控除する制度である。外

国所得免除制度と外国税額控除制度との相違は、前者が所得それ自体に基づく課税権を行なう制度であるのに対し、後者は所得に課税された租税に基づく課税権を行なう制度として課税を保留しながら税負担側面で調整しようとするものである。外国税額控除制度には、居住地国が外国で納付した投資家の税額を自国で納付すべき税額から全額控除する完全税額控除方法 (full credit) と国外源泉所得に居住地国の法定税率にあたる金額の限度内で控除する通常税額控除方法 (ordinary credit) がある。しかし、実際には、国外所得を発生国別に課税するか、国外所得総額に課税するかによって、国別限度制 (per country limitation) と一括限度制 (overall country limitation) に区分されている。

外国所得控除制度とは源泉地国から課税された外国税額を居住地国の課税対象所得から控除する制度である。外国で課税された税額は、進出企業が外国で営業活動する場合に所要経費として扱われる。すなわち、外国税額控除制度と外国所得控除制度との相違は、前者が内国税に対してすでに納付した外国税額を控除する反面、後者は課税標準から外国税額を控除することである。

### III. 国際租税の公平性

封鎖経済下の望ましい租税政策は公正な方法で個人間の租税負担を公平にすることと、民間部門の資源配分に干渉を避けることによって効率性の達成をその目的とする。開放経済の下では国際間公平性の問題が加えて生じる<sup>4)</sup>。

国際租税関係においては課税当局と企業の目標が異なり、国家間の利益がしばしば相衝しやすい。1960年代と1970年代に米国の行政府と多国籍企業との間に国際課税に関する論争があった。租税当局は、居住地国課税原則を支持し、所得の源泉地は問わず、同じ経済的地位にある企業は同じ

税金を払うことと投資対象地域の選択をも税制上の無関係を主張した。他方、多国籍企業は源泉地国課税原則を支持し現地の企業と同一な税負担で営業活動を進めることによって、租税の公平性が実現することができるということを主張した。この考え方こそが国際租税の調整の根幹となる。

## 1. 個人間の公平性

公平性の基準は所得の源泉が外国か国内かに問わず、その所得額が同じなら第1次納税義務国に納付すべき個人の課税負担は等しくならなければならない<sup>5)</sup>。これについては次の3つの視点から定義することができる<sup>6)</sup>。

第1に、個人間の公平性についての国際的視点によると、本国あるいは外国のどちらから課税対象所得が発生しても、同一な居住地国での所得者に賦課される租税負担は等しくならなければならない。したがって個人間の公平性を実現するためには居住地国に納付すべき税額から外国で賦課された税額を控除しなければならないということである（すなわち、外国税額控除制度の発想）。それゆえに、外国で納付した税額が、居住地国で納付すべき税額より少ないならばその差額だけが内国税として賦課され、もし超過すればその超過額だけ納税者に還付（refund）されなければならない。

第2に、個人間の公平性に対する国家的視点から見ると、内国税あるいは居住地国の課税負担のみを均等化すべきである。この場合、居住地国は外国で納付された税額を控除した残りの所得に対して国内所得と同じようにみなして課税する。したがって、外国で納付された税額は海外事業活動による費用とみなされることになる（すなわち、外国所得税控除制度の発想）。

第3に、個人間の公平性に対する超国家的視点によると、外国で納付した税額は一切認めず、国内と外国で課税される前の総所得に対する居住地国での課税負担は等しくならなければならない。このような制度下では、外国で租税と居住地国の租税とは無関係であると考え、外国での所得税を

控除するということは認められない。

以上の視点からどの考え方が個人間の公平性を実現することについて説得力があるのかは、非常に難しい問題である。しかし、公平性の概念は基本的に価値判断の問題であるため、ほかの2つの視点が根本的に間違いとはいえない<sup>7)</sup>。

## 2. 国家間の公平性

国家間の公平性を理解するためには、国家の得失と国庫の得失との概念をはつきり区別しなければならない<sup>8)</sup>。国家間の公平性は、国家的得失（すなわち、資本輸出国と資本輸入国との租税配分）の問題であり、国庫の得失（国内の納税者と国庫との租税配分）の問題ではない。もしある投資家が外国に投資して一定所得を得たとすれば、その所得は資本輸出国の国家的所得である<sup>9)</sup>。

しかし、その国外所得に外国から課税されると、資本輸出国はこの課税措置により減少される海外投資所得額だけ国家的損失を受けることになる。これが国家間の公平性の問題であり、その損失の大きさは外国の税率によって違うことになる。しかし、資本輸出国が個人間の公平性に対する国家的視点（外国所得控除制度）をとると、国家的損失は国庫の損失より大きくなる。他方、国際的視点（外国税額控除制度）をとると、資本輸出国の国家的損失は国庫の損失と一致する。また、超国家的視点を取り、外国から賦課された税額を完全に無視すれば資本輸出国の国庫損失は起こらないが、納税者がすべての損失を負うことになる。

資本輸出国の国家的損失は資本輸入国の租税のみの関数である。すなわち、資本輸出国が行なう租税負担調整（外国税額控除制度あるいは外国所得控除制度）とは無関係である。表-2にあらわしたように、資本輸出国の国家的損失はいずれも30万ドルである。一方、資本輸出国の国庫損失は、租税負担調整によって国家的損失と一致することもあり（外国税額控除制度の場合、30万ドル=30万ドル）、また、少なくなることもある（外

国所得控除制度の場合、 $30\text{万ドル} > 12\text{万ドル}$ )。それゆえに、これは、国外納付税額を控除した後残りの所得70万ドルを資本輸出国の国庫と納税者との間にどのように配分するか、という内部的移転の問題ともいえる。しかし、国家間の租税収入の配分問題である国家的損失は、資本輸入国の税率によるものであり、資本輸入国はできるだけ自国の利益のために税率を高めるであろう。

居住地国（資本輸出国）の国庫損失は、居住地国が国外所得に対する課税方式によって国庫と納税者との国内移転であり、国家的損失はもっぱら源泉地国（資本輸入国）の租税の如何による。したがって、非居住地国が外国税額控除制度を選ぶか、あるいは、外国所得控除制度を選ぶのかは国庫損失および個人間の公平性の問題である。さらに、国家間の公平性の問題は国家的損失の問題でもあるため、これは源泉地国の課税与否とその税率の如何による。

ここで、源泉地国の課税与否は、自国で創出された所得に対して源泉地国課税原則により優先的に課税することができるため、国家間の公平性の是非は税率の問題に帰着される<sup>10)</sup>。源泉地国は外国投資家による自国所得に対する税率を高めれば高めるほどよりたくさんの租税収入を上げることができる。しかし、源泉地国の方的行動は居住地国の反撥を誘発せしめるため、公平な税源の配分方法に対する原則を守るか、あるいは国際租税条約の規定によらなければならない<sup>11)</sup>。国家間の公平性を満足させる基準の設定は非常に難しく、また様々な基準が提案されているが、一般に無差別主義原則により源泉地国は、外国投資家の自国源泉所得について、自国の投資家が所得を得たように課税すべきであるものと取り扱っている<sup>12)</sup>。

以上の分析結果を要約すると、開放経済下での国庫損失の問題である個人間の公平性は、居住地国が国際的視点によれば外国所得控除制度を選び、国際的視点によれば外国税額控除制度を選ぶであろう。国家的損失の問題である国家間の公平性は源泉地国の税率の如何により、居住地国が一方的にとる措置とは無関係であるため、無差別原則による国際租税条約のもと

で解決しなければならない。

## IV. 国際租税の効率性

### 1. 世界的効率性

資本の国際的移動に大きな影響を及ぼす租税の中立性の基準は、全世界的視点からどのように資源を最適配分するかという世界的効率性、また、純粹な国家的視点から国家的効率性が考えられる<sup>13)</sup>。

全世界所得の極大化を達成するためには、各国に投資された資本の限界利潤率が等しくなければならない。もしこの限界利潤率が異なると、限界利潤率が低い国家から高い国家へ資本を移動させて全世界の所得を増大させると考えられる。

$$R_f = R_h \quad (1)$$

ここで、 $R_f$  は画雄国の限界利潤率、 $R_h$  は本国の限界利潤率であり、世界的効率性を達成しようとすれば、この式（1）の条件を満足させなければならない。そうとすれば、利潤極大化を追求する投資家に対して、式（1）を満足させるように資源配分させる租税制度はどのようなものであるか。これについての投資家の行動は、納税後の利潤を根拠に投資意思決定を行うため、各国の納税後の限界利潤が等しくなるように資源を配分するであろう。

$$(1 - Th) R_h = (1 - Tf) R_f \quad (2)$$

ここで、 $Th$  を本国の税率、 $Tf$  を外国の税率とすれば、投資家は式（2）のような条件が充足される状態下で資源を配分するであろう。したがって、世界的効率性を達成させる式（1）を満足させるためには、 $Tf$  と  $Th$  が等しくなければならない。すなわち、全世界視点から資源を効率的に配分しようとすれば、資本が投資された国家と関係なく同じ税率で課税されるということである。言い換えれば、投資家が資本を本国に投資するか、それ

とも外国に投資するかという意思決定に対して租税制度が投資家の選択を妨害しない場合、国際租税の中立性が達成されるということになる<sup>14)</sup>。

国際租税の中立性には、資本輸出の中立性と資本輸入の中立性がある。資本輸出の中立性とは、資本輸出国が本国と外国の源泉所得を課税することについて無差別主義であると定義される。他方、資本輸入国の中立性とは、外国から投資された資本が同一な租税条件下で競り合う状態であると定義される<sup>15)</sup>。短期間法人税の転嫁がなければ資本輸出の中立性は外国税額控除制度で達成されることがある。国内投資利潤率と海外投資利潤率に対する租税負担は外国税額控除制度を通じて等しくなる。もし内国税率が外国税率より高い場合には、海外投資の超過利益が附加される内国税によってなくなる。

また、逆に外国税率が高い場合には、追加的な租税負担が還給によって除去される。そして、国内投資は発生主義原則により課税されるため、外国投資も発生主義原則によって課税しなければならない。この場合、租税猶予制度（tax deferral）は採択することができなくなる。租税猶予制度とは、海外投資を積極的に促進させるために居住地国が国外所得に対して課税するが、その時期をその所得が発生した時点で課税するのではなく、居住地国にその所得が送金される時点まで課税を猶予する制度である。しかし、多国籍企業は課税猶予された所得を再投資したり、あるいはまた、税金逃避国（tax haven）を利用して国際的租税回避が可能である。したがって、居住地国の租税収入が減り、海外投資が国内投資より優遇されて租税中立性が崩れる。他方、資本輸入の中立性は国内課税から国外源泉所得を免除する外国所得免除制度により達成される。

資本輸出の中立性と資本輸入の中立性が同時に達成される場合には、海外投資の意思決定を歪曲させない。また、政府は、課税がもたらす資源の非効率的な配分費用を最少化しながら必要な税収をあげができる<sup>16)</sup>。しかし、これは現実的に期待しにくいことから、もし資本輸出国と資本輸入国との税率が異なるならば、どちらの中立性の概念が国際租税調整

の基本原理として合理的であるかを考えなければならない。これに対して答えは資本輸出の中立性であるが、その理由としては、次のことが挙げられる。

第1に、資本輸入の中立性が達成されることは資本輸出国が海外活動からの税収をあきらめるということを意味する。したがって、資本輸出国は外国所得免除制度より外国税額控除制度を選ぼうとするであろう。

第2に、資本輸出の中立性は個人間の公平性に対する国際的視点と一致する。しかし、資本輸入の中立性を達成するために外国所得免除制度を行なった場合、国外源泉所得を持っている投資家と国内源泉所得のみを持っている投資家との間に公平性が崩れる<sup>17)</sup>。

第3に、何よりも重要なことは、資本輸出の中立性のみが世界的効率性を達成させられるということである<sup>18)</sup>。資本輸出国の場合、外国所得免除制度下では国内投資と海外投資間の効率的な配分を達成させることができないため、競争的条件化で世界的効率性を達成することができない。言い換えれば、資本輸入の中立性は各国の投資家が1つの国家に投資することに対して中立的ではあるものの、あらゆる国家の税率が一致しない限り国際的資本移動に対しては非中立的である。

第4に、資本輸出国と資本輸入国で法人利潤税の一般的な転嫁がなく、資本輸出国が外国税額控除制度を採択すれば、資本輸入国で活動する企業はその国の消費者に税負担を転嫁することができない。ただし、資本輸入国での税額増加は両国の徴税当局間に税収再分配のみをもたらす。要するに、外国税額控除制度は、課税効果の中立化によって世界的効率性を保ずることになる。

さらにまた、法人利潤税の短期的な転嫁可能性を無視することができるのであろう。もし法人税の一般的な転嫁があれば、資本輸出の中立性を達成するための税制はどのような制度であるか。法人税転嫁の有無を国際的な経済関係の見地から見れば、多国籍企業が外国（現地国）での税額増加を短期的な価格の引き上げを通じて転嫁できる機会と能力は、経済体制が

さらに開放されればされるほど海外競合の脅威によりもっと制限される<sup>19)</sup>。しかし、転嫁可能性を完全に無視できないためいくつかの視点から検討しよう。

まず、海外で活動するある子会社を想定しよう。現地国の政府か子会社の利潤に対する法人税率を引き上げた場合には、子会社は現地国の製品価格を引き上げることによって消費者に転嫁させることができる。このように法人税が完全に転嫁することができると、現地国の政府は、子会社の税負担が自国の消費者に帰着されるために、むしろ税率引き上げを行う意欲を失われる。また、居住地国が、外国所得免除制度を採択しているとすれば、現地国での税額増加は母会社に送金された配当に対する居住地国の課税水準に影響がない。言い換えれば、短期的に法人税の一般的な転嫁がある場合、資本輸入の中立性を達成させる手段として外国所得免除制度の採択は正当化されることができる。

しかし、居住地国が外国税額控除制度を採択しているとすれば、現地国より居住地国の税率が高い場合は外国投資に不利になり、低い場合は外国投資を促進させ、資本輸出の中立性が阻害される。例えば、居住地国の租税が現地国より高いならば、投資家が転嫁することは現地国の租税であり、居住地国が課徴する付加的な租税ではない。したがって、投資家が居住地国で投資すれば居住地国の租税をすべて転嫁することができるため、外国投資を回避することが可能になる。逆に現地国の税率が高いなら、その反対の現象が起こって外国投資が促進されるであろう。それゆえに、課税の一般的転嫁がある場合、居住地国で資本輸出の中立性を維持しようとすれば、外国税額控除制度より外国所得控除制度が適合することになる。

多国籍企業による法人税転嫁の有無は現地国の政府にも影響を及ぼす。まず、法人税の転嫁がまったくない場合、現地国の政府は消費者に税負担を増加させることなく、居住地国の政府から税収を捕捉することができる。また、法人税が転嫁されてもその程度が不分明すぎるため、法人税が転嫁

されない場合を仮定することがより適合であり、完全な外国税額控除制度が租税中立性を達成するためには適合な制度であるということになる<sup>20)</sup>。

## 2. 国家的効率性

国際租税政策は全世界所得を極大化することではなく、国家所得を極大化することであるという主張もある。ここでの国内所得とは、納税前の国内源泉所得と納税後の国外源泉所得との和をいう。これは、本国に納付された税金は本国の国家所得の一部であるから、国内所得は納税前の所得で計算する。しかし、外国政府に納付した税金は本国の国家所得ではないため、国外所得は納税後の所得で計算するという見解である。

国家所得極大化は本国の立場から限界利潤率を計算すべきである。したがって、国内投資の限界利潤率はRhであるが、海外投資の限界利潤率は、外国税が費用として収益率の計算から除いて  $(1 - Tf) Rf$  となる。そこで、国家所得極大化の条件は、次の式（3）となる。

$$(1 - Tf) Rf = Rh \quad (3)$$

国家所得極大化が目標の場合は、海外投資が  $Rf = Rh / (1 - Tf)$  になるまで、全世界所得極大化の場合は  $Rf = Rh$  になるまで資本が移動される。例えば、 $Tf < 1$  の場合の投資の限界利潤率は、投資規模が増加すればするほど遞減するため、国家的効率性の基準から見ると、全世界所得極大化の条件は海外投資の過剰現象をもたらすことになる。

それでは、どのような租税制度が式（3）を満足させながら海外投資を導くのか。資本輸出国が外国所得控除制度を採択すれば、課税できる国外所得は  $Rf (1 - Tf)$  になり、本国税（Th）で納税後の海外投資からの利潤率は  $Rf (1 - Tf) \cdot (1 - Th)$  になる。同時に本国で納税後の国内投資利潤率は  $Rh (1 - Th)$  になる。投資家は国内と海外からの納税後の限界利潤率を等しくするため、海外投資を次のような均等条件になるまで行なうであろう。

$$Rf (1 - Tf) \cdot (1 - Th) = Rh (1 - Th) \quad (4)$$

式(4)の両辺を $(1 - Th)$ で割ると、国家所得極大化の条件である式(3)と一致する。これは、外国所得控除制度が国家所得極大化を充足させるということを意味する。

国家所得極大化を達成するために、外国所得控除制度をとるか、あるいは全世界所得極大化のための外国税額控除制度をとるか、という問題は海外投資の私的的利益と社会的利益とも関連がある。個人投資家の立場は課税後の国内投資收益率と海外投資收益率に関心があるが、国家の立場は、外国に納付した税金は国外所得の損失であるため、納税前の国内投資收益率と納税後の国外投資收益率に関心がある。もし外国税額控除制度下で投資家が納税後の国内外投資收益率が等しくなるまで海外投資を行うとするならば、私的利息は増えるかもしれないが、国家の立場は税収の喪失、雇用機会の縮小など社会的收益率が低くなる。それゆえに、国家の立場では外国税額控除制度より外国所得控除制度を採択することになる。

資本輸入国の租税政策は不变であるという前提下で、資本輸出国が利潤極大化を追求する場合には、国家的効率性を達成させてくれる制度が最適租税政策であるという研究もある<sup>21)</sup>。しかし、資本輸入国が税率を変えて報復する場合、両国間に租税戦争が発生する可能性もある<sup>22)</sup>。さらに、資本輸出国が税率を変えると同時に資本輸入国でも税率を変える場合、すなわち、両国の租税政策が相互依存的な状況では、単純な外国所得控除制度として国家所得極大化を達成することはできないであろう。

## V. 國際租税条約の経済的分析

国際租税条約は、まず、国際的二重課税を除去することによって資本および財貨の国家間の移動を促進させること（世界的効率性の視点）と、条約締結国間の公平な税収の配分原則を設定すること（国家間の公平性の視点）などの2つの目的を持っているといえる<sup>23)</sup>。各国が自国の国家的効率

性の達成のみを追求した結果、租税戦争が起こるならば、報復課税の結果によって各国の貿易量が減り国家間の資本移動が萎縮され、世界厚生が阻害される。したがって、最適の解決策は双務的租税条約を通じて資本輸出の中立性を保障させる租税制度を採用することになる。通常このような租税制度としては、資本輸出国（居住地国）が資本輸入国（源泉地国）で納付された税額を控除する外国税額控除制度が採択される。

資本輸出国と資本輸入国との租税制度、すなわちどのように国際租税条約が条約締結国間の摩擦を解消し、全世界の厚生を増大させるかという問題が重要になってくる。ハマダ（K. Hamada）は、マクドゥーガル（D. M. McDougall）とケンプ（M. C. Kemp）が論じている国際投資の費用・便益分析および資本輸出国と資本輸入国との最適租税政策分析について、両国の政策が相互独立的であることを指摘している<sup>24)</sup>。しかし、実際には両国の政策は相互依存的であり、国際投資所得に対する課税効果分析は各国の政策決定過程上の戦略的側面を考慮すべきである。

国際課税の問題をひとつの複占（duopoly）の現象に取り扱って、次の4つの解決策が考えられる<sup>25)</sup>。まず、資本輸出国は資本輸入国の税率の不变を仮定し、自國利益の極大化を追及する供給独占的解決策（monopoly solution）と逆の場合の需要独占的解決策（monophony solution）、資本輸出国と資本輸入国がお互いに相対国の税率を不变と仮定して自己利益の極大化を追求するクールノー（Curnot solution）、最後に租税条約を通じた結合生産物極大化の解決策（joint-product maximization solution）あるいはパレート最適の解決策（Pareto optimal solution）などの4つの解決策が挙げられる。

ここで、供給独占的解決策と需要独占的解決策は、各国がそれぞれの最適国際租税政策を導入したケンプの分析と一致し、現実性が足りない。また、自己利益の極大化を追求するクールノー解決策は、各国がそれぞれの最適租税を賦課する場合、報復課税の結果として最適国際投資規模より低い水準で資本移動が行なわれる。それゆえに、合意を通じて締結された租

税条約による結合生産物極大化の解決策あるいはパレート最適解決策が国際的二重課税を排除するのに望ましい方法と考えられる。

一般に国際租税条約は、資本輸入国で納付した税額を資本輸入国が税額控除する内容である。これは全世界的資本配分におけるパレート最適解決策を達成することに役に立つ。外国税額控除制度を採用する場合、資源配分の世界的効率性を達成させる国際的租税の中立性が成立される。これによつて、資本移動に関する競争的・差別的な租税措置が除去され、租税が投資意思決定を歪曲させないため、まるで租税の存在しない競争的解決策(competitive solution)下での資本移動量と同じ水準の資本が移動されることになる。それで、資本輸出国の税率が資本輸入国の税率より高い場合、外国税額控除による国際租税条約の締結は両国にとってパレート最適解決策を達成させることになる。これを租税条約の租税中立性の効果と呼ぶ<sup>26)</sup>。

## VI. おわりに

企業活動のグローバル化より、国際的な資本移動が活発化し、資本所得に対する二重課税が国際間の焦点となつてゐるのは周知の事実である。どのような課税原則に基づいて課税すれば公平性と効率性が達成できるのか。本論文では、国際租税の考え方や原則を基礎に、国際課税制度の比較分析と国際租税条約について、公平性と効率性の視点から議論してきた。

全世界的視点から資源の配分の効率性は、国際課税制度の相違が投資家の投資意思決定に影響を及ぼさないとき存在する。これは個人間の公平性の世界的視点と一致し、外国税額控除制度を通じて実現可能になる。他方、資本輸入の中立性の側面からは外国所得免除制度が適合である。この場合、資源配分の国家的効率性と個人間の公平性の国家的視点は一致される。しかし、国家間の公平性は資本輸入国（源泉地国）の租税のみの関係であり、資本輸出国（居住地国）が国際的二重課税を排除するため一方的に行なう

制度とは無関係であるので、国際租税条約で解決しなければならない。

最後に、国家利潤極大化を実現する外国所得控除制度は、相対国の税率が不变であることを仮定しているから国家間の租税戦争を誘発させることになる。したがって、資源配分の世界的効率性を保障し、国際租税中立性を達成させる外国税額控除制度がより適合である。これは、資本輸出の中立性が資本輸入の中立性より厳密な意味で資源配分の世界的効率性を保障するから、資本輸出の中立性を保障する外国税額控除制度が国際租税調整の基本手段として国際租税条約締結の根拠となる。ただ、完全な資本輸出の中立性を達成するためには、国外源泉所得を発生主義原則により課税し、外国税率が高い場合、内国税率との差額を還給する完全な外国税額控除制度が必要である。

#### 注

- 1) B. J. Arnold, *The Taxation of Controlled Foreign Corporations : An International Comparison*, Canadian Tax Foundation, 1986, pp.65-69.
- 2) B. Spitz, *International Tax Planning*, Butterworth's, 1983, p.50.
- 3) B. J. Arnold, op. cit., p.74.
- 4) R. A. Musgrave, *Fiscal Systems*, New Haven, Yale University Press, 1967, p.237.
- 5) R. A. Musgrave, and P. B. Musgrave, "Inter-Nation Equity", *Modern Fiscal Issues : Essays in Honor of Carl S. Shoup*, R. M. Bird and J. G. Head (eds.) , University of Toronto Press, 1972, p.68.
- 6) R. A. Musgrave, op. cit., p.243.
- 7) ibid., p.246.
- 8) ibid.
- 9) M. Sato and R. M. Bird, "International Aspects of Taxation of Corporations and Shareholders", IMF Staff Papers, Vol.22, 1975, pp.384-445.
- 10) R. A. Musgrave, and P. B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, 4th ed., McGraw-Hill Book Co., 1984, p.760.
- 11) K. Hamada, "Strategic Aspects of Taxation on Foreign Investment Income", *Quarterly Journal of Economics*, Vol.80. No. 3, 1966, pp.361-375.

- 12) M. Sato and R. M. Bird, op. cit. pp.423-429.
- 13) ibid.
- 14) P. B. Musgrave, United States Taxation of Foreign Investment Income : Issues and Arguments, Harvard Law School, 1969, p.109.
- 15) L.B. Krause and K.W. Dam, Feder Tax Treatment of Foreign Income, The Brookings Institution, 1964, p.45.
- 16) R.E. Caves, Multinational Enterprise and Economic Analysis, Cambridge University Press, 1982, p.229.
- 17) B.J. Arnold, op. cit., p.57
- 18) R. A. Musgrave, op. cit. pp.254-255.
- 19) A.R. Prest and N. A. Barr, Public Finance in Theory and Practice, 6th ed., Weidenfeld and Nicolson, 1979, p.448.
- 20) R. A. Musgrave, and P. B. Musgrave, op. cit., pp.766-769.
- 21) これについては、R.T. Freeman, The Optimum Foreign Investment Tax, Working Paper, No.122, Cornell University, 1976. を参照せよ。
- 22) Bergsten et.al., American Multinations and American Interest, Brookings Institution, 1978, p.178.
- 23) M. Sato and R. M. Bird, op. cit., p.404.
- 24) K. Hamada, op. cit. pp.361-375.
- 25) ibid.
- 26) ibid.

#### 参考文献

- 能勢哲也『現代経済学』有斐閣、1986。
- 貝塚啓明『国際資本移動と資本所得課税』金融研究会、1988。
- 平尾照夫『租税条約の解説』有斐閣、1985。
- 小松芳明『租税条約の研究』有斐閣、1973。
- 渡辺淑夫『外国税額控除』同文館、1975。
- 崔仁燮『国際租税論』大旺社、1984。
- 李庸燮『租税条約の理論と実務』税経社（1985）。
- Bird, R. M. (1987) . The International Context The Taxation of International Income Flows : Issues and Approaches, Wellington, NZ : Institute of Policy Studies.
- Grundy, M. (1984) . The World of International Tax Planning, Cambridge : Cambridge University Press.
- King, M. A. (1977) . Policy and The Corporation, London : Chapman and

- Hall, Slemrod, J. and Skinner J. (1984) . An Economic Perspective on Tax Evasion, National Tax Journal, Vol.37, No.3.
- Arnold, B. J., The Taxation of Controlled Foreign Corporations : An International Comparison, Canadian Tax Foundation, 1986.
- Spitz, B., International Tax Planning, Butterworth's, 1983.
- Musgrave, R. A., Fiscal Systems, New Haven, Yale University Press, 1967.
- Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave, "Inter-Nation Equity", Modern Fiscal Issues : Essays in Honor of Carl S. Shoup, R. M. Bird and J. G. Head (eds.) , University of Toronto Press, 1972.
- Sato, M. and R. M. Bird, "International Aspects of Taxation of Corporations and Shareholders", IMF Staff Papers, Vol.22, 1975.
- Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave, Public Finance in Theory and Practice, 4th ed., McGraw-Hill Book Co., 1984.
- Hamada, K., "Strategic Aspects of Taxation on Foreign Investment Income", Quarterly Journal of Economics, Vol.80. No. 3, 1966.
- Musgrave, P. B., United States Taxation of Foreign Investment Income : Issues and Arguments, Harvard Law School, 1969.
- Krause, L. B. and K. W. Dam, Feder Tax Treatment of Foreign Income, The Brookings Institution, 1964.
- Cavas, R.E., Multinational Enterprise and Economic Analysis, Cambridge University Press, 1982.
- Prest, A. R. and N. A. Barr, Public Finance in Theory and Practice, 6th ed., Weidenfeld and Nicolson, 1979.
- Freeman, R. T., The Optimum Foreign Investment Tax, Working Paper, No.122, Cornell University, 1976.
- Bergsten et. al., American Multinations and American Interest, Brookings Institution, 1978.